

学校名が決まりました

合志楓の森小学校・合志楓の森中学校

●問い合わせ先 学校教育課 ☎(248) 2366

令和3年4月開校予定の新しい学校の学校名が「合志楓の森小学校」と「合志楓の森中学校」に決まりました。

平成31年1月28日～2月28日まで市民を対象に学校名の募集をしたところ、応募数219通、138種類の応募がありました。

応募の中から開校準備委員会の下部組織である学校部会と開校準備委員会で案を絞り、市教育委員会議決しました。6月の市議会にて学校設置条例の一部を改正する条例案が議決され、正式に校名が決定しました。



▲合志楓の森小学校・中学校完成予想図

この新設校は、小学校と中学校が同じ敷地内の同じ建物内に設置される予定です。

市では同一敷地内に設置する利点を生かした小中一貫教育の推進につながると考えています。

起工式が行われました

6月27日に新設校建設用地で建設起工式が行われ、工事の安全を祈願しました。

7月から工事着工し、令和2年12月完成予定です。



▲起工式で玉串をささげる荒木市長

委員が交代しました

市教育委員会教育委員を紹介します

●問い合わせ先 学校教育課 総務施設班 ☎(248) 2366

6月28日付けで教育委員会委員の異動がありました。



池頭 俊
教育長職務代理者
(新任)



坂本 夏実
委員



塚本 小百合
委員



村上 貴寛
委員

プッシュメールでほしい情報を取得

ホームページの更新情報をお知らせします

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎(248) 1813

プッシュメールは市ホームページに掲載する記事の中から、利用者の知りたい情報をメール配信するサービスです。

- ①利用者が登録したパソコン、スマートフォン、携帯電話などのメールアドレスに配信します。
- ②利用者が知りたい情報や興味のあることを選択できます。
- ③その日に更新された記事をまとめて配信します。

④メールの本文中のリンクから、さらに詳しい記事の内容を見ることができます。

⑤ホームページ上のマイページのログインボタンから入ると、利用者が知りたい記事だけに絞った一覧を表示します。

※市民以外の人も利用可能です。
※登録方法など、詳しくはホームページをご覧ください。



▲登録フォーム

素敵な人生。素敵なパートナー

男女共同参画推進懇話会 橋爪 やすえ

十代。今思えばあの頃、夢と希望で私にとって一番輝いていた時だと思えます。

二十代。「何で」「どうして」の一言でした。

三十代。「こんなはずじゃなかった」と仕事、子育てと忙しい毎日にイライラして否定の日々を送っていたように思います。

そんな中ある事をきっかけに考え方がまったく変わったのです。それは四十代。自然が愛おしく、全ての物事が素晴らしく、人々の生き方が全てまぶしく思えてきたのです。この頃に私は生きる事を半分悟ったのかもしれない。

ここでやっぱり人生の師になったのは母でした。遊びもしない、着飾ることもなく、ただ仕事をすすめるだけの母をつまらなく、「母のようにはなりたくない」と心のど

こかで思っていました。何と今では、母と同じ人生を送っているではありませんか。車社会、電化製品と身の回りは、両親の時代の何十倍も便利になり、その頃、どんな苦労を送ったのか、想像もできません。でも楽しく送っていた事しか頭の中には残っていないのです。

私も日々、穏やかに両親が送ったように、気を張らず素敵な人生に仕上げていけるよう、たんたんな一日一日を送りたいと思います。



こんにちは こちら消費生活センターです

問い合わせ先

市消費生活センター(総務課内) ☎248-5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時



注文していないのに海産物が送られてきた

相談事例

夫が生前に契約したことがあるという業者から、電話で「以前お申し込みいただいた海産物を通常価格より安くします」と勧められた。注文はしなかったが、しばらくして商品が送られてきた。業者に連絡すると、申し込みされているので代金を支払うようにと言われた。

(70歳代、女性)

解説

送り付け商法(ネガティブオプション)で、注文していないのに商品を一方的に送り付けるものです。受け取った以上、支払い義務があると消費者が勘違いして代金を払うことを狙った商法です。

問題点

申し込んでもいないのに強引に送ると言われ、断ると強い言葉を掛けられるので仕方なく申し込んだというケースや、業者名などを告げずに電話を掛けているので、話を聞いているうち

に注文してしまうというケースもあります。

アドバイス

申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければきっぱり断ることが大事です。

商品が届いてしまったら...

- ①断ったにもかかわらず一方的に送り付けられた場合、商品を受け取り拒否すること
- ②電話で勧誘され承諾してしまった場合、クーリング・オフできる

消費者が承諾していないにもかかわらず商品が一方的に送ってきた場合は、代金を支払う必要はありません。

勧誘されても必要がなければ、はっきりと断りましょう。また、業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。

困ったことがあったらまずは、消費生活センターへ相談しましょう。